

広報西原

THE NISHIHARA VILLAGE PUBLIC RELATIONS MAGAZINE



4
2014

むらの月暦

4

毎月19日は「にしはら自己啓発の日」です。

月に一度は、自らの言動を振り返り、自己実現を目指しましょう。

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
					阿蘇こうのとり 保育園入園式 (午後)	にしはら保育園 入園式(午前)
		缶	雑	プ	燃	
6	7	8	9	10	11	12
		村内小中学校 始業式	村内小学校 入学式(午前)/ 西原中学校 入学式(午後) 1歳8ヶ月健診			
	燃	不	新	プ	燃	
13	14	15	16	17	18	19
	母子手帳発行					
	燃	缶	ペ	プ	燃	
20	21	22	23	24	25	26
村民球技大会		ひよこ学級 (午後)		寿生大学開講 式(午後)		
	燃	白	ダ	プ	燃	
27	28	29	30	1	2	3
	母子手帳発行	昭和の日 俵山登山				
	燃					

■ごみは、燃：燃えるごみ／粗：粗大ごみ／缶：空き缶、空きビン／不：燃えないごみ／新：新聞紙／雑：雑誌、チラシ／
ダ：ダンボール／ペ：ペットボトル／白：牛乳パック、白色トレイ／プ：廃プラ容器類

Contents / 目次

■ 施政方針	4
■ むらのわだい	6
■ 平成26年度 西原村税・料納期のお知らせ	9
■ 平成26年度介護保険料(暫定賦課・仮徴収)のお知らせ	12
■ インフォメーション	19

平成26年 春の全国交通安全運動

目的

本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

期間

1. 運動期間 平成26年4月6日(日)から15日(火)までの10日間
2. 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(木)

運動の基本

春の交通安全運動では、次代を担う子どものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、通学中の児童が死傷する交通事故が発生するなど、依然として道路において子どもが危険にさらされていること、特にこの時期は新入学児童等に交通ルールや交通マナーを習得させる必要があること、また、高齢者の交通事故死者数が、交通事故死者数全体の約半数を占め、その減少が強く求められていることから、これらの交通事故情勢に的確に対処するため、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本としています。

全国重点

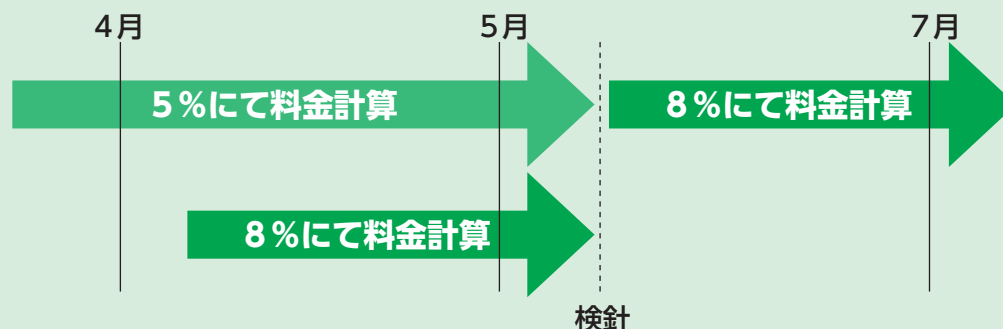
- (1) 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
- (2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 飲酒運転の根絶

消費税率の引き上げに伴い水道料金を変更します

4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられるのに伴い、村営水道事業の水道料金と水道加入金を改正させていただきます。改正内容は、基本単価についてはこれまでどおりで、増税分の値上げになります。利用者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

なお、消費税引き上げに伴う経過措置が適用されるため、3月31日以前から使用されている方の増税適用は本年7月請求分からとなります。ただし、4月1日以降に新規申込をいただいた方においては5月請求分から適用となります。

消費税率変更の流れ（水道料金）



※水道加入金については4月1日以降、8%となります。

農業委員会からのお知らせ

5月の農業委員会への申請受付の締切りは、平成26年5月9日（金）です。内容確認・調査等が必要であり、書類等に不備があれば委員会に掛けることが出来ないこともありますので、早めの申請内容のご相談、申請書の提出をお願いいたします。

農地の売買・貸し借り・転用等を計画されている方は産業課農業委員会事務局又は地元農業委員まで早めにご相談・ご連絡をくださるようお願いいたします。農業委員会の開催日は5月23日（金）の予定です。

西原村農業委員会 ☎ 279-4396（直通）

「福祉の村づくり 安全で安心して暮らせる村づくり」

平成26年度の村政の方向を定める3月定例議会が、3月12日から14日までの会期で開かれました。平成26年度一般会計・特別会計の当初予算などの議案が提出され、その中で日置和彦村長は、新年度の施政方針を述べました。

平成25年度を振り返ってみますと、多難な一年でありましたが、村民皆様方のご協力並びに議員各位の強い信念とご理解のもと、そして、職員の懸命な努力により、ほぼ順調に実績と成果を残すことができました。

懸案でありました駒城と再春館製菓所との土地賃貸借契約につきましては、時間をかけ慎重に協議を重ねた結果、議会、入会権者、各々の事業所、そして村との合意がなされ、再契約をすることができました。

今後は、契約書、覚書に基づき、それぞれ義務の履行に努めて参りたいと思えます。

また、子ども医療費の無料化を中学3年生までを対象を拡大するとともに、保育園の待機児童解消問題では、高遊地区に民間保育園の誘致を実現し、4月

から開園しております。

そして、定住促進と企業誘致に不可欠な光ブロードバンドの整備も完成し、村内全域をカバーすることになりました。

更には、西原中学校校舎大規模改修工事、村内主要道路の側溝、舗装整備をはじめとするインフラ整備事業も、国・県の補助金や臨時交付金を最大限に活用して実施することができました。

さて、我が国の経済情勢は、アベノミクス効果により好転しつつありますが、まだまだ地方にとっては実感するまでには至っていない状況であります。安定した国政に期待するとともに、本村においては、限られた予算で最大限の効果が発揮できるよう、村の将来を見据えて着実に事業を進めてまいりたいと

思っております。

ここで、平成26年度の施政方針及び予算編成の一端を述べさせていただきます。

財政運営

財政運営につきましては、先程、申し上げましたとおり、これまで、国・県の補助金、臨時交付金等を最大限活用してきたことで、一般財源を極力抑えることができ、以前より多少身軽になっております。

平成25年度末現在の見込みにおいて、村の貯金にあたる基金残高は、この5年間で10億円以上を積み増し、21億円を超えております。

反対に、借金にあたる地方債残高は、ピーク時の平成15年度より半減し、約24億3千万円と

なっております。こうした良好な状況ではありますが、今後予定される大きな事業に備えて、更に財政基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

総合体育館建設事業

基本構想を具体化した基本計画の策定が、平成25年度に完了したことから、本年度は、基本設計、実施設計を計画しています。

スポーツ振興の拠点、村民の健康維持や増進を目的とし、生涯を通じたスポーツ活動の場として、また、式典や各種行事等、村民の誰もが気軽に入れ、多目的な利用や交流のできる施設、更には、大規模災害時の避難所として、村の地域防災の中核を担う施設になればと思っております。

消防力の強化

平成26年4月1日から、熊本市消防局益城西原消防署西原出張所が内容を充実し、新たにスタートしました。

熊本市消防局の多種多様な機動力は、村の消防力の強化につながるものとして、大いに期待するものであります。西原出張

所においても救急車・ポンプ車を配備し、これまでの8時間体制から24時間体制に移行しました。村民の生命財産を守る安全安心な村づくりに一層の強化が図られると期待しております。

住環境整備

村道役場堤下線、万徳新所線等の通学路を含む道路改良工事に、約2億円を当初予算に計上しております。

洪水防止の調整池建設についても、今年度、更に一箇所を予定しております。

農業振興

農業につきましては、甘藷においては新品種の「シルクスイート」が、形状、色つや、味ともに好評であり、作付の拡大が望まれるところであります。万次郎カボチャは、平成25年度は減収でありましたが、今年度は作付面積を減らし、品質の向上に努めていけたらと思います。また、農業生産基盤の整備を図るため、今年度から、日向・葉山・医王寺地区において、団体営ほ場整備事業（計画期間5年）に着手します。

福祉事業

地域包括支援センターの業務を社会福祉協議会に委託する予定であり、このため、平成26年度の当初予算で施設整備費を計上し、平成27年4月から実施できるよう計画しています。地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な支援をしてまいります。

教育環境整備

学校施設の安全対策として、山西小学校・河原小学校両体育館の天井改修事業を実施するとともに、再生可能エネルギー導入を図るため、昨年の河原小学校に続いて、山西小学校に太陽光発電施設を設置します。

河原地区の開発問題

河原地区の安泰と灰床地区の住環境整備、ひいては、西原村の活性化と、安心して暮らせる村づくりを推進するための予算を計上しております。先般、村民、議会、執行部から成る3本の矢の一翼を担う「西原村を守る会」が設立されました。宗教団体が進出しないという

保証がない限り、村を挙げて、断固阻止をしてまいります。

平成26年度も、村民の皆様のご理解とご協力のもと、議会と一体となり、村の発展を願って、福祉の村づくり、安全で安心して暮らせる村づくりなど、しっかりと目標を定め、村政に取り組んでまいります。



灰床地区開発問題に係る住民集会
(平成26年2月16日、構造改善センター)

平成26年度一般会計・特別会計予算

一般会計予算	31億6,019万円
国民健康保険特別会計予算	7億9,595万円
介護保険特別会計予算	5億5,047万円
後期高齢者医療特別会計予算	1億4,647万円
中央簡易水道事業特別会計予算	7,004万円
工業用水道事業会計予算	1,897万円

*詳細は広報5月号で掲載します。

西原中学校科学クラブ

自然科学観察

コンクールで表彰

2月22日、「第54回自然科学観察コンクール」(主催・毎日新聞社 自然科学観察研究会 後援・文部科学省)において西原中学校科学クラブ3年(田崎虎之介君、藤森真奈さん、宮崎桃香さん)が佳作を、また、科学クラブ担当の上田起徳先生が指導奨励賞を受賞しました。(応募総数 全国から18,898点)

西原中の科学クラブは平成24年度から研究を始め、今年で2年目となります。

今回のこの研究は、世界有数のカルデラと豊かな自然を持つ、阿蘇という地を活かした研究ができないかという発想からスタートしました。

そこで、阿蘇に「常在菌」と地元西原の食材「から芋」を組み合わせて、味噌や甘酒の発酵をおこない、次に地元の乳酸菌を使ってヨーグルトを作る実験を組み立てていったそうです。



(右上から上田先生、田崎くん、右下から藤森さん、宮崎さん)

「生徒たちはこの研究を通して、阿蘇の自然についての関心と、科学研究を通して「なぜこうなるのか?」と不思議に思う疑問を、試行錯誤しながら研究していくことで、解明する力を少しずつですが身につけてくれたように感じます。」

「これからもこの賞を糧に、科学を楽しみながら生徒たちとともに研究に励んでいきたいと思えます。」と、科学クラブ担当の上田起徳先生からコメントをいただきました。

自衛隊入隊者激励会

3月5日、平成26年度に入隊する自衛官の、「自衛隊入隊者激励会」が生涯学習センター「山河の館」で行われました。日置村長、自衛隊熊本地方協力本部阿蘇地域事務所中野所長、隊友会及び自衛隊父兄会役員など関係者が出席し、入隊予定者を激励しました。

関係者から「自衛隊の役目は防衛のほか、災害対処など広がってきました。そして自衛隊に対する国民の期待は高まっています。自衛隊は全国から隊員が集まってきます。同期のなかまと励ましあえる友となり、国民のためにがんばってほしい。」とエールを送られました。また、新入隊者から「皆さんから激励の言葉をいただき感謝します。不安と期待の両方がありますが、皆さんの応援に応えられるようがんばりたい。」と答辞がありました。



平成25年度

寿生大学閉講式



4月から10回にわたり、平成25年度寿生大学が2月27日に閉講しました。述べ591名の受講があり、健康・歴史・環境・人権と多岐にわたり、生涯学習を実践されてきました。閉講式においては、学級長の高本宏三さんから「人と人との出会い、教養を高めることができたことに感謝し、家庭や地域社会に少しでも貢献できるように努力していきたい。」と謝辞を述べられました。

平成26年度も多くの受講者をお待ちしています。

みんなが集いささえ愛！ 第18回のぎくまつり

2月23日、福祉の祭典「のぎくまつり」が西原村社会福祉協議会「のぎく荘」で開催されました。
午前の部では、ダイヤモンド婚を迎えられたご夫婦への表彰や、真和館合唱、小中学生の作文発表などが行われました。



また、屋外では、ボランティアの中学生や各団体によるバザーや各種の販売が行われ、子どもから大人まで、多くの方の協力のもと、今年もたくさんの方の来場者でにぎわいました。

午後からは、皆さんお待ちかねのデイサービス利用者の方々による演芸大会があり、会場を沸かせていました。



農業者等と農業委員会との 意見交換会開催



3月7日（金）、山河の館大研修室で農業者等と農業委員会との意見交換会が開催されました。

この意見交換会には、甘藷部会、里芋部会の各部長と農業委員の計17名が集まり、農業委員会の活動報告の後、村内の耕作放棄地の現状や担い手不足の問題等について話合われました。

参加者からは、「農業者の高齢化、担い手の不足等が主な原因で増加している耕作放棄地だが、それにともない鳥獣被害も深刻な問題となっている。耕作放棄地になる前に場所によっては山林に転用することはできないのか。」等、活発な意見の交換がなされました。

阿蘇ここのとり保育園に 木製玩具をプレゼント

3月19日（水）、阿蘇ここのとり保育園に木製玩具（木馬）がプレゼントされました。

これは阿蘇地域木材需要拡大対策協議会によるもので、木材とのふれあいを通じた「木育」を推進することにより、豊かな感性を育むとともに、子ども達に木材の良さを知ってもらおうとプレゼントされたものです。

協議会では、今後も同様の取り組みを行うこととしています。



1年間しっかり学びました 幼年消防クラブ修了式

2月21日、にしはら保育園で幼年消防クラブ修了式が行われました。

式では、ハッピー姿の園児57名が力強い行進で入場しました。高遊原南消防本部の住川消防長から修了書が一人ずつ手渡されました。

また、東田消防団長からは、1年間がんばって学んでくれたお礼として、消防ハッピを着たくまモンのピンバッジが送られました。



春の訪れを告げる 山ノ神まつりが開催



天候不良により、予定日を1日順延した、山ノ神まつりが、3月22日、俵山交流館「萌の里」一帯で開催されました。

このまつりは、俵山の山開きも兼ね、山の安全を祈願する神事後、全国的にも珍しい夜の原野に火が入れられ、オレンジ色の炎が暗闇の原野を縦横に疾走しました。

県内外から訪れた来場者は、迫力のある炎に見入っていました。本格的な観光シーズンの到来を感じさせるまつりとなりました。

夢に向かって羽ばたけ 西原中学校卒業式

晴天に恵まれた3月8日、西原中学校において、第53回となる卒業証書授与式が挙行されました。

式では、卒業生64名が、在校生や保護者が見守る中、笹原校長から卒業証書を受け取りました。

卒業生は、4月からは、それぞれの夢に向かって、新たな一歩を踏み出します。



西原村の少年剣士が活躍 熊本県小・中・高一般女子剣道大会

3月2日、菊池市総合体育館において熊本県小・中・高一般女子剣道大会が開催され、当村からも園児から中学生までの14名が出場しました。開会式では、前年度、小学5年生の部で優勝した海津ゆきえ選手(山西小6年)が、選手を代表し選手宣誓を行いました。

小学1年生の部に出場した丹波実侑選手、海津めぐみ選手(2人とも、にしはら保育園長)は、準々決勝まで進出し、ベスト8で敢闘賞を受賞しました。

大会結果は次のとおりです。
6年生の部 3位 海津ゆきえ
中学1年の部 敢闘賞 長屋こころ





平成26年度 西原村税・料納期のお知らせ



平成26年度の西原村税・料納期は下記の表のとおりです。基本的には月末（月の最終日）が納期ですが、12月は25日が納期限ですのでご注意ください。

なお、西原村では、村税及び各料金等に口座振替を推進しています。詳しくは各担当までお問い合わせください。

西原村役場 ☎279-3111 税務課（軽自動車税・村県民税・固定資産税・国民健康保険税）
 住民課（介護保険・後期高齢者医療保険）
 産業課（村営水道料）

*国民年金の納付に関する件は、熊本東年金事務所にお問い合わせください。

区分 納期限		軽自動車税	村県民税		固定資産税	国民健康保険税		介護保険料	後期高齢者保険料	村営水道料
			普通徴収	特別徴収		普通徴収	特別徴収			
4月	4月30日（水）	全期		1期			1期	1期	1期	
5月	6月2日（月）				1期	1期				4・5月分
6月	6月30日（月）		1期	2期		2期	2期	2期	2期	
7月	7月31日（木）				2期	3期				6・7月分
8月	9月1日（月）		2期	3期		4期	3期	3期	3期	
9月	9月30日（火）				3期	5期				8・9月分
10月	10月31日（金）		3期	4期		6期	4期	4期	4期	
11月	12月1日（月）				4期	7期				10・11月分
12月	12月25日（木）		4期	5期		8期	5期	5期	5期	
1月	2月2日（月）					9期				12・1月分
2月	3月2日（月）			6期		10期	6期	6期	6期	
3月	3月31日（火）									2・3月分

◎「普通徴収」とは納付書、口座振替による納付方法。「特別徴収」とは、年金天引きによる納付です。

◎各期の納期限（月末）が土曜日または、日曜・祝日にかかる場合は、翌月の最初の平日が納付期限になります。

◎口座振替を申し込まれている方は、納期限翌日の朝一番でご指定の口座から引き落とされますので残高の確認をお願いします。

口座振替ができる金融機関は下の表のとおりです。

口座振替ができる金融機関	
肥後銀行	本店・各支店
熊本銀行	本店・各支店
阿蘇農協（JA阿蘇）	本所・支所
熊本第一信用金庫	本店・各支店
ゆうちょ銀行	全国の郵便局

*口座振替依頼書は、役場税務課窓口及び他関係課窓口に用意しています。申込の際は、金融機関預金通帳及び届出印をお持ちください。

*肥後銀行・熊本銀行については、大津町及び益城町の各支店、JA阿蘇西原中央支所、郵便局は西原村内3局に口座振替依頼書を用意しています。

後期高齢者医療被保険者の方へお知らせ

後期高齢者医療制度の対象となる方

75歳以上の方（75歳の誕生日から自動的に加入）

65歳から74歳までの方で一定の障がいがある方（市(区)町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入）

※一定の障がいがある方とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1～3級及び4級の一部の方などです。

※一定の障がいに該当する方の加入（障がいの認定の申請）は任意です。障がいの認定は、いつでも申請することができ、いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼって撤回することはできません。

※生活保護を受けている方及び外国人で在留期間が3か月未満である方などは対象になりません。

平成26・27年度の保険料率が決定しました。

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直されています。

平成26年度及び平成27年度保険料率

均等割額 47,900円

所得割率 9.26%

平成24・25年度
保険料と同一

保険料額（年額）＝均等割額（47,900）円＋所得割額 {（総所得金額等－33万円）×（9.26）%}
※上限額が年額55万円から（57）万円へ変更となりました。

平成26年度は保険料軽減対象者が拡大します。

所得が低い方や被用者保険加入者（※）に扶養されていた方の保険料は、継続して軽減されます。
※「被用者保険」とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

所得が低い方の軽減

◆ 保険料の均等割額（被保険者全員が等しく負担する保険料）の軽減

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額などが

「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで、所得が0円となる場合

➔ 保険料の均等割額を9割軽減

「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯

➔ 保険料の均等割額を8.5割軽減

「基礎控除額（33万円）」＋「24.5万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯（拡大）

➔ 保険料の均等割額を5割軽減

「基礎控除額（33万円）」＋「45万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯（拡大）

➔ 保険料の均等割額を2割軽減

* 均等割の軽減判定についての総所得金額等は、公的年金等特別控除後（専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前）の金額になります。

◆ 保険料の所得割額（所得に応じて負担する保険料）の軽減

被保険者の総所得金額などが…

「基礎控除額（33万円）」+58万円を超えない方 → **保険料の所得割額を5割軽減**

被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減

被用者保険加入者に扶養されていた方も、保険料が軽減されます。

特別措置として、当分の間は保険料の均等割額が9割軽減されます（所得割額はかかりません）。

対象となる方…資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた方

平成26年度 後期高齢者医療保険料の納め方について

後期高齢者医療保険料は、特別徴収（年金からの差し引き）又は普通徴収（納付書又は口座振替）により納めることになります。

特別徴収の方

平成26年4月より年金からの差し引きにより保険料を納めていただきます。

普通徴収の方

平成26年4月より納付書又は口座振替により保険料を納めていただきます。

また、現在普通徴収の方（年金受給額が年間18万円未満の方を除く）で、平成25年4月2日以後に75歳の誕生日を迎えられた方は、次のとおり平成26年度途中から特別徴収となりますのでご注意ください。

75歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収の開始月
平成25年4月2日～ 平成25年5月31日の間	普通徴収はありません	平成25年10月から開始済により そのまま継続
平成25年6月1日～ 平成25年10月1日の間	普通徴収はありません	平成26年4月から新規開始
平成25年10月2日～ 平成26年2月28日の間	平成26年4・6・8月	平成26年10月から新規開始
平成26年3月1日～ 平成26年3月31日の間	平成26年8月	平成26年10月から新規開始

※上記表は特殊ケースを除きます。

平成25年度中に特別徴収から普通徴収へ変更となった方へ

平成25年度の納め方について、4～8月は普通徴収（納付書又は口座振替）となり、10月以降は再度特別徴収（年金差し引き）により保険料をお支払いいただくこととなります。

～ 特別徴収から口座振替への変更について ～

後期高齢者医療保険料を特別徴収（年金からの差し引き）により納めている方は、申し出により、保険料を口座振替での納付へ変更することができます。

【お問い合わせ先】

役場住民課後期高齢者医療係 ☎ 279-3113

熊本県後期高齢者医療広域連合 ☎ 096-368-6511

65歳以上の皆様へ 平成26年度介護保険料(暫定賦課・仮徴収)のお知らせ

65歳以上の方の介護保険料額は、本人および同世帯員の所得や住民税課税状況などに応じて算定されます。ただし、4月の時点では算定の基礎となる前年の所得や課税状況が確定していないため、年度当初の納期における保険料額は、前年の所得が確定するまでの間において「暫定賦課」・「仮徴収」が行われます。

暫定賦課（普通徴収）

※第1期（4月）・第2期（6月）の保険料額について、前年度の保険料算定基礎をもとにした暫定（仮）の額を納めていただくことになります。なお「暫定賦課決定通知書」は4月上旬に送付いたします。

仮徴収（特別徴収）

○前年度も保険料が公的年金より差引きされていた方は？

※平成26年2月の年金から差し引かれた保険料額が、4・6・8月において同じ年金より差引きされます。なお年度間の差引額を平準化するために8月の差引額を増減させていただく場合があります。

○4月から新たに公的年金からの差引き納付に該当された方は？

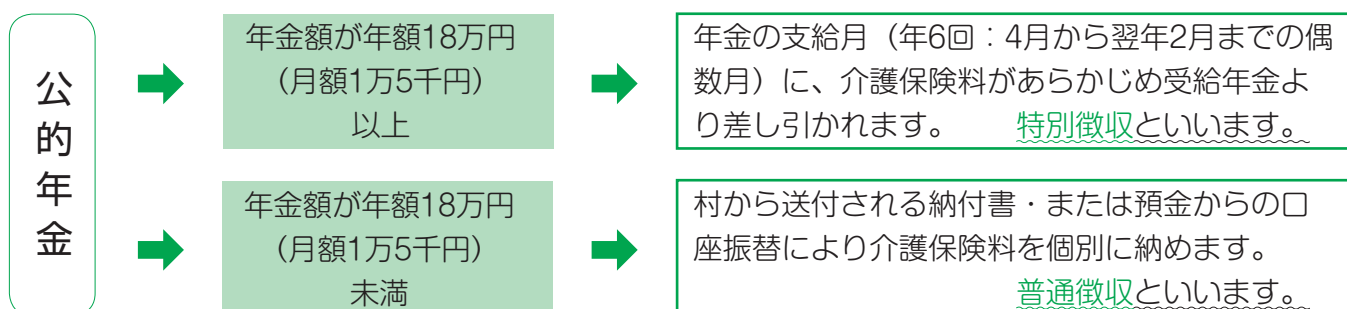
※前年度の保険料を参考にした額が4・6・8月において受給される年金より差引きされます。なお「仮徴収開始通知書」は4月上旬に送付いたします。

本算定（年間保険料額決定）

※本算定は平成26年度の住民税課税状況などが確定した後の7月に行い、決定した年間保険料額及び今回の暫定賦課や仮徴収額と調整した8月以降の各納期保険料額を記載した「介護保険料決定通知書」を7月中旬頃に送付いたします。

介護保険料の納め方は？（特別徴収・普通徴収とは？）

65歳以上の介護保険料の納め方は2種類（特別徴収・普通徴収）あり、受給している年金の額によって納付方法が異なります。（公的年金を受給されていない方は、すべて普通徴収となります）



※年度途中の転入者や65歳到達者は、特別徴収が開始されるまでに半年から1年ほどかかりますので、それまでの期間は普通徴収となります。

（概ね4～9月に65歳とられた方は翌年度の4月開始、10～3月に65歳とられた方は翌年度の10月に特別徴収が開始となります。）

※介護保険料の納付は、原則として年金からの特別徴収での納付とされているため、上記に該当の場合は何ら手続きいただかなくても自動的に特別徴収に切り替わります。

●問い合わせ先 西原村役場住民課介護保険係 直通 ☎ 096-279-4397

介護保険料納付に関するQ & A

Q 1 介護保険を使わないのに保険料を取られるのですか？

A 1 介護保険制度は、医療の進歩などにより高齢社会を迎え、今後、二人に一人は必ず介護が必要とされる時期が来ると見込まれており、ほとんどの人が介護の問題に直面することになります。

介護の問題は、これまで家庭の問題とされてきましたが、今後は国民みんなで支え合い、介護が必要な本人や家族を助けていく制度として平成12年度にスタートしたのが『介護保険』であり、その介護にかかる費用を国・県・市町村と満40歳以上の国民全体でまかなうという医療保険と同様の社会保険制度です。

病院に行かなくても医療保険（健康保険料）を納めていただくのと同じように、介護サービスを使わなくても（介護）保険料は納めていただくにはいけません。

被保険者のみなさんに保険料を負担していただくことで、介護が必要な方の費用を社会全体で支えていく制度ですので、この趣旨を皆さんにご理解いただき、保険料納付をお願いいたします。

Q 2 自分や家族は元気だから介護は必要ないと思うのですが？

A 2 現在において健康に自信のある方でも、脳卒中や交通事故で急に身体が利かなくなることがあります。また高齢になると、階段や段差でつまづいて骨折したり、急病で寝ているうちに筋肉が衰えて歩行できなくなることもあります。またいつ認知症を発症するかもしれません。自分または家族が先々も介護のお世話にならないと思っていても、今後のことは分からないのではないのでしょうか？

Q 3 介護サービスを受けなければ保険料を返してもらえるのですか？

A 3 介護保険は西原村内の介護が必要な方の費用をまかなうため、65歳以上の方に個別に保険料を負担していただいています。サービスを受けないことに対する返金等はありません（40歳～64歳の方も社会保険料の一部として負担いただいています）。

みんなで支え合う社会保険制度ですので、ご理解をお願いいたします。

なお、医療保険でも、介護保険と同様、医療を受けない方に保険料をお返しするというしくみはありません。

Q 4 保険料を支払わなかったらどうなりますか？

A 4 介護保険は西原村内の介護に必要な額を、公費と被保険者のみなさんの保険料で負担し、支える制度です。仮に保険料を納めない人がいれば、その人の分は、他の高齢者の方々等で負担することになってしまいます。保険制度の公平性を保つため、保険料を納めない人には、以下のような措置が講じられることとなっています。↓

○ 保険料に対して

：納期限までに納付されなかった場合については、法律等により納期限後20日以内に督促状を送付いたします。また、督促後にも納められなかった場合には、納期限の翌日から起算した日数に応じて延滞金が加算される場合があります。また税金と同様に差押え等の滞納処分を受ける場合があります。

○ 介護給付に対して

：介護サービスを受けておられる方の場合は、介護保険法により滞納期間に応じてサービスにかかる費用をいったん全額負担していただくようになり、給付を一時的に差止めて、滞納保険料に充てることとなります。

また、現在介護を受けられていない方でもいざ介護が必要となったときに、同様に利用負担が大きくなりますので、納期限までに納めていただくようお願いいたします。また、時効となった保険料を後から納めることはできません。

（介護保険では、原則として、かかった費用の1割を負担すれば介護サービスを利用できます。ただし、施設サービスを利用した場合、食費の一部や日常生活費（理美容代、娯楽費など）は全額自己負担になります。）

こんにちは！

住民課です

住民課 健康福祉係

☎ 279 - 4397

生活リズムを整えて、 心身の健康を保ちましょう！

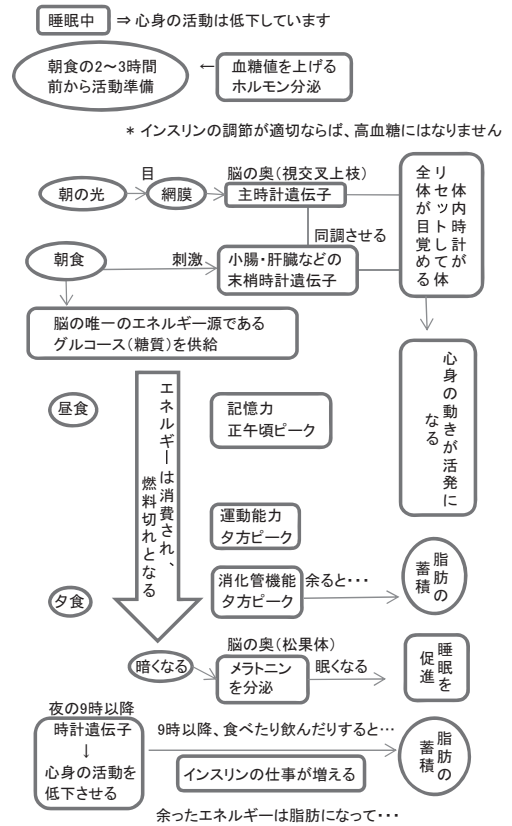
私たち人間は、1日24時間というリズムで生活していますが、実際には約25時間で体内リズムが刻まれています。そのために、朝の光を浴びて朝食を食べることで、体内時計がリセットされて、体全体が目覚め、心身の働きが活発になるのです。

4月は、子どもは入学・進級、おとなは就職・転職など、生活環境が大きく変化する季節です。そんな時こそ、生活リズムを整えることが大切です。基本は「早起き・早寝・朝ご飯」です。「夜が遅かったから・・・」と睡眠時間を数えて朝起きを遅めにする、リズムは悪循環を繰り返します。夜が遅くても朝は早く起きることが大切です。そうすれば、おのずと夜は早く寝れるからです。

また、朝食を食べないことは、代謝（食べたものを分解・吸収・排泄すること）活動の低下と同時に脂肪合成を促進させます。また、夜9時以降の飲食は、心身の活動が低下している時間帯であるために、糖がエネルギーとして使われずに脂肪として蓄積され肥満につながります。

★「早起き・早寝・朝ごはん」で、家族ぐるみの健康を維持しましょう！

★ 生活リズムからみた高血糖と肥満の関係



★「早起き・早寝・朝ごはん」で、家族ぐるみの健康を維持しましょう！

図書室からのお知らせ

4月から新しい自分をスタートさせましょう。『あなた』におくる特別な一冊を探してみませんか。語学学習、料理、趣味の本があなたを応援します。

- ・開催中 ……先生方のおすすめ本
- ・絵本五・七・五の募集と展示
- ・ブックツリーの展示と紹介
- ・おはなし会 ……第3水曜日 午前11時から開催 (今月は4月16日)

新着図書・おすすめ図書のご紹介



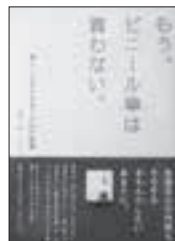
「簡単」ばかり 160品
 一手早く、おいしく、見ばえよく！
 オレンジページ (編)

時間をかけない「簡単」おかずとは。手抜きとは違う工夫いっぱいのおかずを大紹介。



13歳の男の子に、親が教えるキーワード
 松永 暢史(著)

13歳。思春期に揺れ動く複雑な男の子。ガラスのようにナイーブな精神状態の時。この時期に、両親はどのように、わが子と向き合ったらよいのか？アイデアとヒントが満載です。



もう、ビニール傘は買わない。
 大平一枝(著)

生活も心の内側もそろそろきちんとしたいあなたに。使い捨てやモノに頼る生活を卒業して、大人になるためのアイデアがあふれる一冊。



かぶとむしランドセル
 ふくべ あきひろ(著)/おおの こうへい(イラスト)

おじいちゃんからみっちゃんに、にゅうがくのおいわいがとどきました。「やったー！このおおきさはきっとランドセルだ!!」しかしはこをあけてみると、なんだかようすがヘンです。なんとはいっていたのは、『かぶとむしランドセル』だったのです。

お問い合わせ・リクエストはカウンターまたは下記にてお待ちしております。

西原村生涯学習センター 図書室 〒861-2402 西原村大字小森 3256 ☎ 279-4425



Ideas about Japan

Before I came to Japan, I had many ideas in my mind about what Japan was about. I had ideas about the culture, people and about the food.

Having lived in Japan, I can now understand everything better.

My first idea about Japan was that they made nice sports cars. I wanted a Japanese sports car! As a young person, I didn't have any idea or opinion about the war. We learned a little in school, but I could imagine sports cars and a Sony Walkman easier than the history of World War 2.

I imagined that Japanese people ate a lot of sushi. Possibly Japanese people had samurai swords, but I probably knew this wasn't true!

From Scotland, Japan seemed far away. Many people think Japan is far away, even though the British routinely travel 24 hours to Australia and New Zealand. (London to Tokyo is only 12 hours).

I imagined that the Japanese were Buddhist; I had little knowledge of Shintoism.

I think every country has an imagined image, with some good stereotypes and some bad. Next month, I will talk about Scottish stereotypes and if they are true or not.

外から見た日本の印象

日本に来る前から、文化、国民性そして食べ物など知っていましたが、いったい日本とはどういう国だろう？といろいろと考えを巡らせていました。

住んでみて、もっと深く理解できた気がします。

日本の第一印象は、車の製造技術が高く、立派なスポーツ・カーをつくっている国、そしてそのスポーツ・カーをいつか手に入れたいというくらいの感覚でした。若かったので戦争に対する関心も低く、学校の授業で習っても、第二次世界大戦よりスポーツ・カーやソニーウォークマンの方に興味がありました。

イメージでは日本人は毎日のように寿司を食べ、信じてはいませんが、ひょっとしてサムライの刀を持っているのでは思ったほどです。スコットランドの人にとって、日本はるか遠い国のイメージです。イギリスからオーストラリア、ニュージーランドに行くのに24時間もかかりますが、その半分の12時間でける日本の方が感覚的に遠く感じるのです。

日本には仏教徒が多く、神道についても少し聞いていますが、宗教の影響もあると思います。

それぞれの国について、よし悪しはありますが固定観念というものはあると思います。次号では、スコットランドのイメージ、そしてそれが正しいかどうかについて話をしたいと思います。

阿蘇世界文化遺産リレーコラム～守っていききたいわがまちの景観と人々～

コラム第18回

春を告げる風物詩「野焼き」

担当：南小国町

南小国町を含む阿蘇地域の草原では、毎年9～11月に草を刈って防火帯を作る「輪地切り」を行い、翌年の2月～3月に枯れた草を焼き払う「野焼き」が行われます。「野焼き」によって草原がリフレッシュされ低木の侵入を防ぐことで、藪や荒野となることを防いでいます。

古くからの文献によると、阿蘇地域では1,000年以上前から「野焼き」が続けられ、今のような草原が維持されてきたことが分かっています。阿蘇の草原は、牛馬の放牧地や草肥の供給源、観光資源等、時代によってその用途を変えながらも、人々と自然との共生により守り続けてきた世界的にも例のない「文化的景観」と言えます。

しかし、燃料・肥料としての草利用の減少や、「野焼き」を担う牧野組合・野焼きボランティアの高齢化、地域集落の過疎化等により、「野焼き」の維持が年々困難になっています。

そのため、南小国町を含む阿蘇地域では新たな取組みとして、野焼き後継者の育成や自衛隊OB等による急傾斜地の輪地切り、放棄地での野焼き再開等、新たな試みを進め、阿蘇地域の草原保全・再生を図っています。

◆次回のコラムは、小国町が担当します。

「世界遺産こぼれ話」Vol.9 - 世界遺産と草原の保全・再生 -

世界文化遺産登録を目指す「阿蘇」では、草原をはじめとした「阿蘇の文化的景観」を保全するため、牧野組合、専門家、行政など官民一体となり設立された「草原再生協議会」により、上記のような野焼き支援に加え、募金活動やあか牛放牧、シンポジウム等、草原保全・再生の取組みが進められています。

また、熊本や福岡の経済界や報道機関、行政等のトップで構成される「阿蘇草原再生千年委員会」では、草原再生に向けた募金キャンペーンや気運醸成の取組みを九州全体で展開しています。

この取組みの結果、現在までに7,000万円以上の募金が集まり、草原保全・再生の様々な取組みに活用されています。



☆草原保全・再生の取組みについてもっと知りたい方はコチラ↓↓↓

草原再生協議会

検索

おひさま通信

『ホーホケキョ』春をつげるウグイスが今年もひろばに春を届けにきてくれました。花壇の草花もまわりの木々も花を咲かせ春を知らせてくれます。冬の寒さに耐え芽を出し、花を咲かせるその姿に自然の力強さを感じ、私たちも励まされる気持ちになります。子ども達も家族の方々の愛情を受け、入園・入学・社会へとそれぞれ大きく羽ばたくこの季節、その一步が力強く、たくさんの花を咲かせるものであってほしいと願うばかりです。ひろばでも新しい出会いが待っています。春の気持ちの良い日差しを浴びに皆さんもひろばデビューしてみませんか？

■ 2・3月の主な活動 ■

- まめまき・ヨガ教室・たんぽぽハウスさんおやつ作り・記念品作り（素焼きの壁掛）など行いました。



◎にしはら保育園では、家庭において、一時的に保育をする事が困難になった乳幼児について、一時預かりを行っています。ご相談ください。 子育てひろば ☎ 279-3252 にしはら保育園 ☎ 279-2054

■ 4月の活動予定 ■

- 図書館訪問・・・毎月第3水曜日おはなし会に参加されてみませんか？今月は16日（水）11時からの予定です。
- こいのぼり作り・・・4月下旬にこいのぼり作りを予定しています。子ども達の成長を一緒にお祝いしませんか？
- ※ 申込みが必要な行事もありますので、詳しくはひろばまでお尋ねください。
- ※ 随時、企画してお知らせするものもありますので、『子育てひろば』までお気軽にお越しください。

備えあれば…

災いを防ぐ！

災害が発生したとき、状況に応じて避難が必要になります。次のようなときは、すみやかに避難を！

1. 村や防災機関から避難勧告等が発令されたとき
2. 気象情報等で危険と感じたとき
3. 土砂災害等の危険地域にいるとき
4. 火災延焼の危険があるとき

避難時の服装

～日頃の準備が大切～

非常時の持出品をあらかじめ準備しておけば、すばや避難が可能。また持出品は容易に運べるよう出来るだけコンパクトに。

- ヘルメットなどで頭の保護
- 手袋着用
- 長袖長ズボンで燃えにくい製品
- 履きなれた靴
- 持出品はリュックサックで最小限



いざというとき、家族があわてずに行動できるよう、日頃からそれぞれの役割分担や、避難場所等について話し合しましょう。

総務課 防災係 ☎ 279-3111 【内線 211】

国保通信

〈平成26年2月末現在〉

国保加入世帯数 1,069 世帯 - 3

被保険者数 1,997 人 (107 人) - 17

※ () は退職被保険者数 比較は前月末

2月支払 (12月診療分)

療養給付費 (一般+退職) : 40,029,789 円

■ ワンポイントこくほ

今年の4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方は、誕生月の翌月から窓口負担がそれまでの3割から**2割**に下がります。(例：4月2日生まれの方は5月の診療から2割負担)

ただし、一定の所得をお持ちの方は3割負担になります。

保険証の切り替え時期になりましたらこちらから勧奨通知を郵送いたしますので、通知が届き次第役場住民課までお越しください。

住民課 国民健康保険(給付) ☎ 279-4389

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ

国民年金保険料の 免除申請ができる対象期間が 拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

平成26年4月からは、過去2年1カ月分の免除申請ができるようになります。

○これまでは、過去分の国民年金保険料の免除が受けられる期間は、申請の直前の7月（学生納付特例は直前の4月）までの1年以内でした。

○平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになります。

西原村役場住民課または年金事務所に申請してください。

必要な添付書類など、詳しくは、下記の申請先までお問い合わせください。



○2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

○申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

なお、全額免除と一部免除は配偶者および世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。

【お問い合わせ】 役場住民課 国民年金係
熊本東年金事務所

☎ 279-3113

☎ 096-367-2503

統計調査員を募集しています

西原村では、国や地方公共団体の施策を決定するうえで、重要な基礎資料となるさまざまな統計調査が行われています。その調査に携わる統計調査員を随時募集しています。

統計調査は、村内の調査対象となる世帯や事業所を訪問し、調査票などの配布・収集・検査を行います。統計調査員として登録していただいた方に、各統計調査が実施される際に調査員の依頼を行います。

統計調査員の身分…任命期間中は非常勤の公務員報酬…各調査終了後（任命期間終了後）に支払い応募要件…原則として20歳以上の方

登録申込み…役場企画商工課までお電話ください

平成26年度は、経済センサス基礎調査（商業統計調査含む）・農林業センサス・工業統計調査が行われます。

【問い合わせ先】 役場企画商工課

☎ 279-3112



西原村教育振興基本計画 (2012・1月策定) ●●●●●●●●●●

(「生涯元気なにしはらづくり」教育プラン) 抜粋

*特定職業従事者の人権教育・啓発の推進

村職員、教職員、社会教育関係者、福祉関係者、保健関係者など、人権の擁護に深いかわりを持つ職業に従事する人たちに対しては、重点的な人権教育及び人権啓発を行います。

すべての村民の人権が尊重される社会を目指すためには、あらゆる人々を対象に人権教育及び人権啓発を進めなければなりません。特に、村職員、教職員、社会教育関係者、福祉関係者、保健関係者、マスメディア関係者など、人権の擁護に深いかわりを持つ職業に従事する人たちに対しては、すべての人に優しいユニバーサルデザインの理念も踏まえ、重点的な人権教育及び人権啓発のための研修機会が必要です。

- ①職員・・・総合的な研修の実施
- ②教職員・・・研修内容の充実
- ③社会教育関係者
実践的な研修手法の工夫・内容の充実
- ④福祉関係者
相互の交流及び実践的な研修手法の工夫
内容の充実
- ⑤保健関係者
保健関係者に対する研修の積極的な実施
と自己研鑽

*人権教育・啓発の効果的な推進

人権教育及び人権啓発を総合的・体系的な視点からより効果的に推進していくために、学習の場の提供や学習内容の充実、啓発手法の検討、教材の研究や開発、あるいは講師・指導者の育成などの諸施策を積極的に進めていくとともに、村民の自発的な取り組みへの支援を図っていきます。

- ①学習の場の提供
生涯学習センターなどの施設利用の促進
- ②学習内容の充実
研修会や各種イベントなどの内容や形態の工夫・改善
- ③効果的な啓発、情報提供の推進
各種啓発イベントの積極的な実施
効果的な情報提供
- ④人材の育成活用
地域指導者などに対する研修の充実
新たな地域指導者の人材発掘

*文化の継承と芸術の振興及びにしはら21世紀型の生活文化の創造・・・次号

教育委員会

NISHIHARA BABY

みてみて！未来のにしはらヒーロー・ヒロインたち！

「お誕生学級」におじゃまして、写真を撮らせて頂きました。みんなむぞらしかですね！

いしはら さと
石原 里ちゃん



誠也さん・香さん (コモンビレッジ)
ごはんとお姉ちゃんが大好きです。

うちだ りゅうのすけ
内田 龍之介くん



光彦さん・雄子さん (小森)
パパ、ママ、お兄ちゃんが大好き♡

くつおか さとこ
屈岡 佐都子ちゃん



豊さん・有美子さん (高遊中)
とにかくごはん大好き！いっぱい遊んで大きくなるよ！！

第36回「少年の主張」熊本県大会作品募集

中学生の皆さん。自分の体験・夢・希望を発表してみませんか。

第36回「少年の主張」熊本県大会への作品を募集しています。9月27日(土)に熊本県庁地下大会議室で開催される熊本県大会において最優秀受賞者は県代表として選出され、九州ブロック代表2人に選出されると全国大会へ出場することができます。「ミクロネシア諸島自然体験交流」に参加することができます。(経費は主催者負担)

詳しくは、学校配付の募集要領または県のホームページをご覧ください。

ミツバチに対する農薬危害防止について

カンキツ類の開花期防除に当たっては、ミツバチに農薬散布による危害が生じないように、近くの養蜂家と巣箱の位置や防除計画など事前に情報交換を行うとともに、農薬散布に当たってはミツバチや巣箱に農薬がかからないよう十分注意しましょう。

【問い合わせ先】
熊本県農業技術課

☎096-3333-2381
畜産課 ☎096-3333-2401

又は最寄りの各地域振興局農業普及・振興課までお尋ねください。

グローバルジュニアアドリーム事業団員募集

小学5・6年、中学生の皆さん。くまモン営業部長から青少年大使として任命してもらい、一緒に台湾に行きませんか？

青少年大使として高雄市長表敬、高雄市の子どもたちとの交流、県産品流通視察などを予定しています。今年の夏、台湾での新しい出会いから得た感動を、大使として県民に報告してくれる団員を募集しています。

詳しくは、学校配付の募集要領または県のホームページをご覧ください。

グローバルジュニアアドリーム事業高校生リーダー募集

今年の夏、青少年大使として台湾に派遣される小学生・中学生をサポートしてくれる高校生を募集しています。参加される高校生の皆さんも、くまモン営業部長から青少年大使として任命され、高雄市長表敬、高雄市の子どもたちとの交流、県産品流通視察などを行っていただく予定です。参加費はパスポート申請費用以外、県が負担いたします。

詳しくは、学校配付の募集要領または県のホームページをご覧ください。

西部方面航空隊創隊53周年・高遊原分屯地創立43周年記念行事

分屯地一般開放日時
1 4月20日(日)
午前9時～午後2時30分

2 場所 陸上自衛隊高遊原分屯地
熊本県上益城郡益城町
小谷1812

3 内容
記念式典、編隊飛行、航空機地上展示、飛行等展示、音楽演奏、自衛隊車両体験試乗、大型ヘリの地上滑走等

4 その他
天候等により行事、内容、時間を変更することがあります。
・できるだけ公共の交通機関をご利用ください。

【問い合わせ先】
陸上自衛隊高遊原分屯地 広報室
☎096-2321-2101
(内線224又は226)



しごと探しと就労支援!

県では、仕事探しのカウンセリングから、就職後の支援までを1か所で開催し、求職者一人ひとりに対応したきめ細やかな支援を行います。気軽にご相談ください、お待ちしております。

① キャリアカウンセリング(予約優先)
・キャリアカウンセラーが、今後の就職の進め方について、きめ細かく助言を行います。
・時間 (月～金) 9:00～18:30
(土) 10:00～16:30
☎096-3521-0895

② 生活相談
・保育、公営住宅、健康保険、年金などの生活に関する相談・情報提供を行います。
・時間(月～木) 13:00～16:30
☎096-3511-0500

③ 労働相談
・専門の相談員が雇用、労働条件、賃金等に関する職場でのトラブルなどについて、中立の立場から助言を行います。
・時間(月～金) 9:00～18:30
(土) 10:00～16:30
☎096-3521-3613

【問い合わせ先】
熊本県しごと相談・支援センター
☎096-3511-0500

・日曜日・祝日・年末年始はお休みです。

要約筆記者養成講座のご案内

熊本県・熊本市が熊本県ろう者福祉協会に委託して行う要約筆記者養成講座のご案内です。

この講座は、手話がわからない、もしくは手話よりも日本語での文字情報による情報保障を望む聴覚障がい者に対して、書いたり・パソコンで情報を伝える要約筆記者派遣事業の担い手である要約筆記者を養成するものです。

内容 4時間(21回) 計84時間

(共通38・選択46)

期日 5月1日から10月30日の毎週

木曜日(10時~15時)

コース ①手書き②パソコン

会場 熊本県身体障害者福祉センター

(熊本市東区長嶺)

受講料 無料(教材費約3千円程度必要)

受講資格 高等学校卒業以上の学力を有し、要約筆記活動を目指す方。

受講申込 4月20日までに①手書き

②パソコンのどちらかを選んで電話でお申し込みください。

※

【申込み・問い合わせ先】

(一財)熊本県ろう者福祉協会

☎096-3833-5587

FAX 096-384-5937

手話奉仕員養成講座のご案内

聴覚障がい者の社会参加と自立を支援する手話奉仕員派遣事業を担う人材養成講座のご案内です。皆さまのご参加をお待ちしております。

講座日程

【入門課程】受講予定者数30人

4月18日~7月25日

毎週金曜日(18時半~20時半)

【基礎課程】受講予定者数20人

9月12日~平成26年3月27日

毎週金曜日(18時半~20時半)

※手話奉仕員養成講座という趣旨をご理解いただき、基礎課程受講者は、入門課程を履修された方に限る。

会場 阿蘇市農村環境改善センター

受講料 無料(ただしテキスト料等約7千円必要)

受講申込 会場で直接テキスト料を添えてお申し込みください。

【問い合わせ先】

(一財)熊本県ろう者福祉協会

☎096-3833-5587

FAX 096-384-5937

九州電力から

感電事故防止のお願い

鯉のぼりの季節になりましたが、感電事故防止のため、電線付近での鯉のぼりの掲揚や魚つりは絶対に行わないよう、お願いします。

なお、万一鯉のぼりや、釣り糸が電線にかかった場合は、自分で取ろうとせず、お近くの九州電力までご連絡いただきますよう、お願いします。フリーダイヤル ☎0120-9861602

自動車税についてのお知らせ

【自動車税の納付は6月2日までに】

自動車税の納税通知書を5月初めにお送りしています。納期限の6月2日(月)までに、お近くの金融機関やコンビニエンスストア、熊本県の各広域本部、各地域振興局、自動車税事務所にて納めていただきますようお願いいたします。

【環境への配慮から自動車税の税額が加算されます。】

環境への配慮から、排気ガスや燃費性能が優れた環境負荷の小さい自動車(新車)は登録の翌年度の自動車税が軽減され、一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は自動車税が加算されます。

*平成26年度に自動車税が加算(約10%)される自動車
・ガソリン・LPG車
平成13年3月31日以前の登録のもの
・ディーゼル車
平成15年3月31日以前の登録のもの
来年度から口座振替を希望される方は金融機関備え付けの申込用紙にて申し込みができます。毎年、納付のために金融機関等へ出向く必要がなくなり大変便利です。

【お問い合わせ先】

熊本県北広域本部 収税課

(菊池地域)

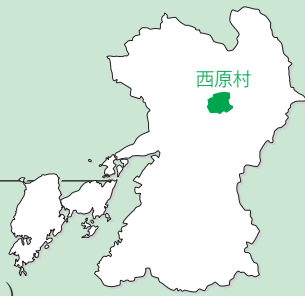
☎0968-25-4272

(阿蘇鹿本地域)

☎0968-25-4116



村のうごき



●2月28日現在の人口です
(前月比)

人口 7,093人(-7)
 男性 3,456人(-7)
 女性 3,637人(±0)
 世帯数 2,565世帯(+2)
 高齢化率 25.7%

※高齢化率とは、65歳以上の方が人口に占める割合です。

お誕生おめでとうございます。

平成26年3月13日現在

氏名(地区)	生年月日	保護者
加藤 結菜ちゃん (上布田)	H26,2,15	将起さん



おくやみ申し上げます

平成26年3月13日現在

故人名(年齢)	遺族氏名	地区名
坂田 洋一 (76)	坂田リユ子	布田
斉藤 清一 (78)	斉藤 榮子	上鳥子
坂田タツエ (97)	坂田 聡臈	下小森
山隈 清信 (82)	山隈 輝晃	滝
山崎 香 (87)	山崎サチ子	宮山

「寄りそう」

人が寄りそう。人に寄りそう。家族が寄りそう。家族に寄りそう。地域が寄りそう。地域に寄りそう。寄りそう姿には温かさがある。寄りそうことで力が湧く。寄りそうことには純粹さがある。寄りそうためには大きな愛情が必要である。愛情が無い寄りそいは寄りそいではない。寄りそうことには難しさもある。でもみんな寄りそう。人は寄りそうことで強くもなれる。

「寄りそう本能」

小鬼

役場各課・係 直通ダイヤル ☎

総務課	279-3111
企画商工課	279-3112
教育委員会	279-4424
議会事務局	279-4364
会計課	279-4394
税務課	279-4395
産業課	
経済係《農業委員会》	279-4396
土木建築係	279-3114
地籍調査係	279-4417
住民課	
住民・環境衛生係	279-3113
健康福祉係	279-4397
国保係	279-4389
にしはら保育園	279-2054

土日、祝日は279-3111へ
 お願いします

村の機関 ☎

構造改善センター	279-3890
社会福祉協議会(のぎく荘)	279-4141
生涯学習センター(山河の館)	279-4425

ONE SHOT



写真は、3月22日(土)に実施された「山ノ神まつり」での夢運太鼓の演奏の様子です。6年生は最後の発表の場となりました。力強い太鼓の響きが印象的でした。

にしはら

歴史探求

第132話
山西村消防団

昭和33年の記録（河原村との合併2年前）によると、山西村消防団は、松下幸介団長、山田敏行副団長のもと、第一分団50名、第二分団113名、第三分団76名、第四分団41名の総員280名で組織されていたことがわかります。ちなみに、現在の西原村消防団の定数は255名です。

当時は、現在のような車両や通信システムもなく、防火水槽等の整備もまだまだ進んでいない状況であったと思われる、団員の苦勞が想像できます。



昭和30年代頃の小型ポンプ

また、消防訓練は年3回実施されていたようで、消防団阿蘇郡相撲大会も年1回開催されていたようです。みなさん、火の取り扱いには細心の注意を心がけましょう。

企画商工課 小谷



表紙説明

今月の表紙は、大切畑ダムから、俵山を望む風景です。

作っちゃおう 食べちゃおう!

材料(1人分)

菜の花	15g
キャベツ	25g
ハム	10g
マヨネーズ	5g
さとう	1g
酢	2g
みりん	少々
薄口しょうゆ	少々
こしょう	少々

「菜の花サラダ」

作り方

- ①菜の花は食べやすい長さに切って塩ゆでして、さましておく。
- ②キャベツも食べやすい大きさに切って、同様にゆでて冷ましておく。
- ③ハムも千切りにして焼いてさましておく。
- ④Aの調味料をまぜあわせて①②③とあえる。

<ひとくちメモ>

菜の花は春を知らせる食材です。苦味がありますが、ビタミンAやミネラルが豊富です。からしあえやごまあえ、サラダにするだけでなく、煮物や汁物の実に使われたりします。給食では、子どもたちが食べやすいように、マヨネーズを使ったり、ハムを入れています。

河原小学校 3月13日給食



Spot Light スポットライト

文部科学大臣奨励賞 受賞!



第23回日専連全国児童版画コンクールにおいて、河原小6年（現 西原中1年）の山野りささんの木版画（作品名：勝負あり!）が熊本県の代表作品として出展され、最上位の賞である「文部科学大臣奨励賞」を受賞しました。

剣道の試合の様子を忠実かつ力強く表現しており、躍動感あふれるところが審査員の目に留まったようです。

文部科学大臣奨励賞受賞おめでとうございます。